

## ○津山圏域資源循環施設組合職員定数条例

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の職員の定数を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

(定数)

第 3 条 職員の定数は、20 人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。